

ほろのへの窓

幌延町広報誌

2021

6
月号

No.680



幌延町ウェブサイト

<https://www.town.horonobe.hokkaido.jp/>



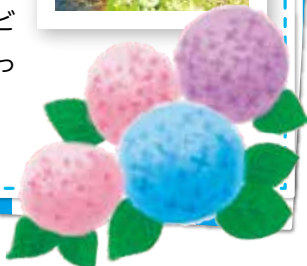
もくじ

- 3 - 商工業各種補助金 (その2)
- 4 - 幌延町税条例の一部改正のお知らせ
- 5 - 国民健康保険税条例の一部改正について/
「幌延町障がい者総合支援計画」がスタートしました
- 6 - 第8期「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」がスタートしました
- 7 - 後期高齢者医療制度のお知らせ～制度の見直しについて～
- 8 - 禁煙外来治療費助成についてのご案内/6月4日から10日は歯と口の健康週間です
- 9 - 幌延深地層研究センター「地下の研究現場から」第12回-岩盤の中をどうやって見るの?
- 10 - 木造住宅耐震診断、耐震改修補助制度をご利用ください/幌延町まちづくり町民参加条例に基づく、町民参加手続の実施状況及び実施予定について/幌延町民等の顕彰について
- 11 - 情報〈インフォメーション〉-6、7月の運転免許更新時講習のお知らせ/北留萌消防組合職員採用資格試験のお知らせ/气象台一口メモ
- 12 - まちの話題-松田牧場で羊の毛刈り体験/総合体育館で第51回天塩地区防犯少年剣道大会を開催 など
- 13 - 地域おこし協力隊通信vol.66
- 14 - ねんきん通信-「付加年金」で年金受給額を少し増やせます。
- 15 - 町民くらしのカレンダー など
- 16 - クールビズのお知らせ/歌会始のお知らせ など

今月の表紙

今月号の表紙は、5月18日のこども園にじ組の散歩の様子です。

園児たちは名林公園の川にいる小魚や、エビを捕ることに夢中になって楽しんでいました。



公共施設電話番号(告知端末)

- 幌延町役場 代表電話 5-1111
 - 総務財政課 直通 5-1111(5-8811)
 - 住民生活課 直通 5-1112(5-8812)
 - 保健福祉課 直通 5-1113(5-8813)
 - (保健センター) 直通 5-1790(5-1790)
 - 企画政策課 直通 5-1114(5-8814)
 - 産業振興課 直通 5-1115(5-8815)
 - 建設管理課 直通 5-1116(5-8816)
 - 教育委員会 直通 5-1117(5-8817)
 - 議会事務局 5-1111(5-8818)
- 問寒別出張所 6-5006(6-5006)
- 認定こども園 5-1254(5-1254)
- 国保診療所 5-1221(5-1221)
- 給食センター 5-1366(5-1366)
- 幌延生涯学習センター 5-1321(5-1321)
- 総合体育館 5-2111(5-2111)
- 消防幌延支署 5-1159(5-1159)

QRコードを読み込むと幌延町のホームページを見ることができるよ。過去の広報誌もあるから読んでみてね。



幌延町ウェブサイト



広報ページ



まちのうごき

令和3年4月末日現在 ※()内は前月比



男	1,157 (-1)
女	1,097 (-2)
合計	2,254 (-3)

世帯数 1,240 世帯 (1)

商工業各種補助金（その2）

幌延町商工業雇用促進補助金

従業員を新たに雇い入れた町内事業者に対し、補助金を支給します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がない者 など

【主な対象要件】

- ・経営力向上計画を策定し、幌延町商工会の認定を受けた者
- ・新たな従業員（60歳以下の者）を雇用し、その労働者の雇用日前1年間の最多常用労働者数を、新規に雇用した日の総常用労働者数が上回っていること
- ・雇用日以後1年間、最多常用労働者数を超過していること
- ・雇用者が事業主の2親等以内の親族でないこと
- ・雇用者は、雇用保険の対象となる者（パート、アルバイトなども含む）



【補助率・補助金額】

①雇用促進相当分

1人につき3年間で100万円（1年目：50万円、2年目：30万円、3年目：20万円）

※申請時の従業員の退職などにより従業員数が減少した場合、別に新たな従業員を雇用し、最多常用労働者数を維持できていれば、2年目以降の補助金を交付します。

②移住支援相当分

1人につき10万円（雇用者が町外から移住して住民登録をした場合、補助金を交付します）

幌延町商工業人材育成支援補助金

従業員（60歳以下）に取得させる資格などに係る費用の一部を補助します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がない者 など

【対象経費・事業】

- ①研修や講習の受講に要する経費（テキスト代を含む）
- ②資格取得に要する経費（資格取得の可否は問わない）
- ③旅費（1日3,000円、20日間を限度）

◆対象外経費となるもの

- ・飲食費、消耗品費、通信運搬費 ・補助対象経費が5万円に満たないもの
- ・普通自動車第一種免許、普通自動車二輪免許、原動機付自転車免許 など
- ・このほか、資格取得を要さない講習などについて、本事業の対象とならない場合があります



【補助率・補助金額】

補助対象経費の50% 限度額：20万円

◆申請回数について

1人につき、毎年度、限度額を満たすまで申請が可能です

◆いずれの補助金も、**事業着手または取得の前に申請が必要です。**
活用を検討される事業者の方は、事前に下記までお問い合わせください。

申請・お問い合わせ先：幌延町商工会 電話・告知端末機：5-1428

幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので、主な内容をお知らせします。

個人町民税

住宅ローン控除

控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長などの対象者についても、適用年の各年において所得税額から控除しきれない額を、現行と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除します。

固定資産税

固定資産税（土地）の負担調整措置

宅地等および農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置、並びに商業地などに係る条例減額制度および税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続します。

その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置などにより税額が増加する土地については前年度の税額に据え置く特別な措置をとることとしました。

軽自動車税

環境性能割の税率区分の見直し

軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直します。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置となります。

令和元・2年度	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	非課税	⇒	令和3・4年度	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	非課税
	LPG車 ハイブリッド車 クリーンディーゼル車	2020年度基準 +20%達成 2020年度基準 +10%達成 2020年度基準 達成				クリーンディーゼル車 LPG車 ハイブリッド車
	上記以外	1% 2%			上記以外 又は2020年度基準未達成車	1% 2%

環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9カ月延長し令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。

グリーン化特例（軽課）の見直し

重点化などを行った上で2年間延長します。

軽課期間：H31.4.1～R3.3.31	区分	軽減率	⇒	軽課期間：R3.4.1～R5.3.31	区分	軽減率
	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	75%軽減				電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車
	2020年度基準+30%達成	50%軽減	}	グリーン化特例(軽課)の対象外とすることについて、令和元年度税制改正ですでに法制化しています。		
	2020年度基準+10%達成	25%軽減				

国民健康保険税条例の一部改正について(令和3年4月1日施行)

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る軽減判定所得の見直しがされたことから、国の基準に併せて下記のとおり改正することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを鑑み、保険税率と賦課限度額を据え置くこととしました。

<保険税率など>

区分	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	賦課限度額	
医療給付費分	改正前	4.60	24,000	20,000	63万円
	改正後	税率等の改正なし			
後期高齢者支援金等分	改正前	2.40	8,000	6,000	19万円
	改正後	税率等の改正なし			
介護納付金分	改正前	1.30	9,000	7,000	17万円
	改正後	税率等の改正なし			
合計	改正前	8.30	41,000	33,000	99万円
	改正後	税率等の改正なし			

<軽減判定基準の比較>

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が33万円以下	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	33万円 +(28.5万円×世帯の被保険者数)以下	43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数) +(10万円×(給与所得者等の数-1))以下
2割軽減	33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下	43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +(10万円×(給与所得者等の数-1))以下

※「給与所得者等」とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等所得者(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える方/65歳以上:公的年金等の収入が125万円(15万円特別控除を含む)を超える方)を指します。

お問い合わせ先:住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

『幌延町障がい者総合支援計画』がスタートしました！！

幌延町では、平成30年3月に「第5期幌延町障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を策定し、これに基づき障がい者および障がい児の福祉事業に取り組んでまいりました。

3年を1期として福祉サービスおよび事業の見込量とその確保方を明らかにすることを目的に計画する「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の策定に併せ、今期から新たに本町の障がい施策の基本方向を総合的・体系的に定める中長期的な「障がい者基本計画」を一体的に策定し、3つの計画を総称し「幌延町障がい者総合支援計画」としました。

障がい者基本計画策定の基本理念と目標

幌延町に住む一人ひとりが自分らしく、世代や性別、障がいのあるなしといった垣根を越えて、住民同士の支え合いにより優しさや安心に包まれて暮らしを続けることができるよう『誰もが自分らしく やさしさに包まれて暮らすことができるまち ほろのべ』とし、次の3点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ① 自立した地域生活への支援
- ② 安心して生活できるまちづくり
- ③ 地域でともに生きる

障がい福祉策定の基本方針

- ① 障がいの程度や種別にかかわらず、住み慣れた地域で必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう、障がい福祉サービスなどの提供体制の確保を図ります。
- ② 障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービスなどの提供体制の整備を推進します。
- ③ 自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点や就労移行支援にかかるサービスの基盤強化に努めるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。

障がい児福祉計画の基本方針

- ① ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援など、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、あらゆる活動や交流を通じて障がいのある子とない子が共に成長する地域の包容力(インクルージョン)を高め、障がい児支援を通して共生社会を形成します。
- ② 障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人およびその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
- ③ 医療的ケアを必要とする子どもが保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けることができるよう専門的な支援を必要とする児童に対し、各関連分野が共通の理解に基づき連携した包括的な支援体制を構築します。
- ④ 障がい児支援を行うにあたり、障がい児本人の最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援します。

お問い合わせ先:保健福祉課 福祉グループ 電話 5-1113 告知端末機 5-8813

第8期『幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』がスタートしました!!

幌延町では、平成30年3月に第7期の「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、これに基づき介護保険事業と高齢者の保健福祉事業に取り組んできました。

3年を1期として計画する「介護保険事業計画の策定」に併せ、介護保険事業以外の保健福祉施策全般にわたる「高齢者保健福祉計画」との整合性を図り連携して事業を推進する必要があることから、両計画を一体的に策定しております。



計画策定の基本理念と目標

高齢者をはじめ、すべての町民が住み慣れた幌延町で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、この計画の基本理念を「第6次幌延町総合計画」で示しております『**健やかな暮らしを共に支える**』とし、次の4点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域包括ケアシステムの強化・深化
- ③ 高齢化に対応したまちづくりの推進
- ④ 介護保険事業の推進



介護保険料の改定

令和3年度から令和5年度の介護サービスを安心して受けるために必要なサービス量などを見込んだ結果、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料は次の表のとおりとなります。第7期同様、国の所得基準に基づいて保険料を定めました。

なお、第8期の保険料基準額は、介護給付費準備基金の取崩しを行い、第7期と比較して「約0.96%」減の改定になりました。

※下記表の()は、公費などによる軽減強化実施後のものです

■介護保険料(年額)と算定に関する基準

所得段階	第7期			第8期		
	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	生活保護の方 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5 (0.45) [*] (0.375) [*] (0.3) [*]	33,700円 (30,300円) [*] (25,200円) [*] (20,200円) [*]	生活保護の方 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5 (0.3) [*]	32,400円 (19,400円) [*]
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75 (0.625) [*] (0.5) [*]	50,500円 (42,100円) [*] (33,700円) [*]	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75 (0.5) [*]	48,600円 (32,400円) [*]
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.725) [*] (0.7) [*]	50,500円 (48,800円) [*] (47,100円) [*]	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.7) [*]	48,600円 (45,400円) [*]
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	60,600円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	58,300円
第5段階(基準額)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	67,400円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	64,800円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円未満の方	1.2	80,800円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円未満の方	1.2	77,800円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円以上200万円未満の方	1.3	87,600円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円以上210万円未満の方	1.3	84,200円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.5	101,100円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額210万円以上320万円未満の方	1.5	97,200円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額300万円以上の方	1.7	114,500円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額320万円以上の方	1.7	110,200円

※低所得者に対する保険料軽減措置により公費が投入され、負担割合の引き下げによる保険料の軽減があります。

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 保険料率の見直し等について ■

■ 保険料の軽減について

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減区分
33万円かつ、被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+ (28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減区分
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+ (28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+ (52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

■ 保険料の計算方法（令和3年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割
【1人当たりの額】
52,048円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(令和2年中の所得 - 43万円) × **10.98%**

=

1年間の保険料
【限度額64万円】
(100円未満切捨)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階）

電話：011-290-5601

住民生活課 生活グループ

電話：5-1112 告知端末機：5-8812

禁煙外来治療費助成についてのご案内

生活習慣病やがん予防を推進し健康の維持増進を図るため、また喫煙や受動喫煙による健康被害のないまちを目指すため、禁煙にチャレンジする町民に対し、禁煙外来治療にかかった費用の一部を助成します。

●対象者 (以下の条件全てに該当する方)

- ・幌延町国保診療所の禁煙外来治療を受診する方
- ・禁煙外来治療開始前に届出をし、禁煙外来治療過程を完了した方
- ・届出時から治療完了時まで、幌延町に住所を有する20歳以上の方
- ・禁煙外来治療について、町の助成を受けたことがない方
- ・町税および使用料、手数料などの滞納がない方

●助成額

- ・禁煙外来治療に要した経費(薬剤費を含む)の3分の1
- ※助成を受けられるのは1人につき1回限りとなります。

●その他

- ・禁煙治療の流れは「初回診療 ⇒ 2週間後再診 ⇒ 2週間後再診 ⇒ 4週間後再診 ⇒ 4週間後最終診察」となっており、基本的には12週間で5回の受診があります。(医師の指示により回数変更となる場合があります)
- ・途中で治療を中断した場合は助成対象外となります。
- ・自己負担額は、3割負担の方で2万円程度、1割負担の方は7千円程度になります。



禁煙外来治療は事前に申請が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先:保健福祉課 保健グループ 電話・告知端末機 5-1790



6月4日から10日は、歯と口の健康週間です！

歯を失う原因の第1位が歯周病です。日本人の2～3人に1人は歯周炎を患っており、国民病といわれています。歯周病は、糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病に関係があり、心筋梗塞や脳梗塞への危険を高めることがわかっています。

幌延町では平成26年度から歯周病検診を行っております。平成28年度からは対象を30歳～70歳に広げ、5年毎に無料で歯周病検診を受けて歯と口をチェックできるようになっています。

昨年度は35名の方が検診を受け、30名の方が虫歯や歯石・歯周病などで治療が必要な状態でした。

いつまでも好きな物をおいしく食べられるよう、80歳になっても20本以上の自分の歯を保つために、歯と口のチェックを行いましょう。

町では、以下の方を対象に無料で歯周病検診を実施しています。

歯周病検診の対象になる方は次のとおりです。

- ☆今年度 満30/35/40/45/50/55/60/65/70歳の方
- ☆妊婦の方

対象の方には4月下旬に案内文書を送付しております。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先:保健福祉課 保健グループ 電話・告知端末機 5-1790

「地下の研究現場から」第12回－岩盤の中をどうやって見るの？



モグ太くん

私たちの行っている研究について、広くご理解いただくために幌延町広報誌「ほろのべの窓」の誌面をお借りして町民の皆さまをはじめ、ご愛読者様に研究内容についてご紹介させていただきます。

幌延深地層研究センターでは、坑道の掘削が坑道周辺の岩盤に与える影響を調べるために、地下坑道周辺の岩石の頑丈さや水分の分布を調べる地下探査技術の研究を行っています。今回は、センターでどのような地下探査を実施して、どんなことが分かったかをご紹介します。

岩石の中の様子は直接目で見ることはできないので、目に見えない岩石の中を調べる技術のことを地下探査といいます。岩石の中では光は伝わりませんが、岩石を叩いた時の振動や電気の流れ（電流）は伝わります。岩石の頑丈さや水分を調べる時には、振動が伝わる速さや電気の流れやすさを測る機械を坑道に設置し、測った結果をコンピューターによる解析で画像にします。

分かりやすく例えると、皆さんもスイカやカボチャを買うとき、中身が詰まっているかどうかを調べるために軽く叩いたりしませんか。この場合、叩いた振動が反対側までしっかり伝わっていれば、中身が「ぎっしり詰まっている」とされています。地下探査でもこれと同じようなことを高精度の機械やコンピューターで解析しており、その結果から岩盤の中の振動が伝わる速さを測定しています。

センターの地下坑道では、坑道の壁から数メートルほど奥までを対象として地下探査を行っています（写真）。その結果、坑道の壁付近では振動がゆっくり伝わる場所があることが確認されています（図）。振動は割れ目のある場所や柔らかい岩石ほどゆっくり伝わるため、この結果は坑道の壁付近の岩石が坑道を掘削した時に割れ目が発達した場所であることを示しています。

地下坑道内には、見学者に岩石の中の振動の伝わり方を体験していただくため、ハンマーと振動波を捉える計測機器（地震計）を設置していますので、坑道を叩いて発生する振動を見ることができます。

ぜひ一度、センターまで見学にいらしてください。（※地下坑道の見学は指定日の予約制です）
来月は、人工バリアについてご紹介します。



写真 ハンマーで壁を叩いて振動する波を発生させている様子（左）と、波が伝わる時間を測定している様子（右）

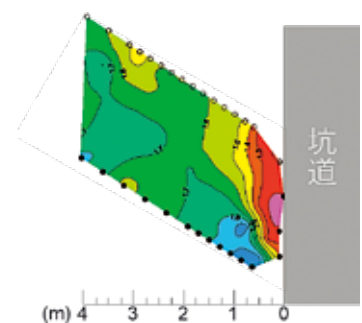


図 推定された振動波の伝わる速さの分布。振動波がゆっくり伝わる場所は濃い色で表しています。

お問い合わせ先：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

幌延深地層研究センター：電話・告知端末機：5-2022 <https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/>

ゆめ地創館：電話・告知端末機：5-2772 <https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/yumechisoukan/index.html>

広報調査等交付金事業

木造住宅耐震診断、耐震改修補助制度をご活用ください

町では、昭和56年以前に建てられた木造住宅を対象に、地震に対する強度を測るための「耐震診断」と、耐震診断の結果補強工事が必要となった場合の「耐震改修」の費用に対する補助制度を設けています。

※「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励補助金」と併用できます。

●補助対象住宅

診断 昭和56年5月31日以前に建築または着工された木造住宅、共同住宅、店舗併用住宅
改修 耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された木造住宅、共同住宅、店舗併用住宅

●補助対象者

診断 補助対象住宅を所有または賃借していて、その住宅に居住する方
改修 補助対象住宅を所有する方

●補助金額

診断 費用額の2分の1以内（限度額10万円）
改修 費用額の2分の1以内（限度額100万円）

※上記いずれの補助金額も、高齢者および障がい者世帯は3分の2以内

※共同住宅は、3分の1と独立して住居用途に供する部分の数に20万円を乗じて得た額のいずれか低い額（限度額100万円）

幌延町まちづくり町民参加条例に基づく、町民参加手続の実施状況及び実施予定について

町では重要な政策や計画などに町民皆さんの意見を反映させるため、事前にその案を公表し意見を募る「パブリックコメント手続」を行っています。

令和2年度に実施したパブリックコメント手続は、次のとおりです。

案 件 名	意見募集期間	結果	担当部署
第6次幌延町総合計画前期基本計画(原案)	令和3年2月18日 ～令和3年3月9日	意見 1件	企画政策課 企画政策グループ
第8期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画(案)	令和3年3月5日 ～令和3年3月24日	意見 なし	保健福祉課 福祉グループ
幌延町障がい者総合支援計画(幌延町障がい者基本計画・第6期幌延町障がい福祉計画・第2期幌延町障がい児福祉計画)(案)	令和3年3月5日 ～令和3年3月24日	意見 なし	保健福祉課 福祉グループ

令和3年度に予定しているパブリックコメント手続は、次のとおりです。

案 件 名	意見募集時期(予定)	担当部署
幌延町地域防災計画(案)	令和4年2月	総務財政課 総務グループ

幌延町民等の顕彰について

町では、町民の誇りと自信を高めるとともに、町民の豊かな心と実践力を育むことを目的として、善行や努力をされた方を顕彰しています。

顕彰の対象や推薦方法については、次のとおりです。

○対象者：幌延町に居住する（居住していた）個人、もしくは所在する（所在していた）団体

○対象となる行為：

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ①勇気または親切あふれる行い | ②公德心を高める行い |
| ③ボランティア活動その他の地域活動に功績のある行い | ④青少年の健全育成に功績のある行い |
| ⑤高齢者または障がい者等の生活支援に功績のある行い | ⑥その他①～⑤に相当すると認められる行い |

なお、推薦書の様式は、役場、幌延町生涯学習センター、問寒別出張所に備え置くほか、町ホームページからもダウンロードすることができますので、記入後、総務財政課総務グループへ提出してください。

町長から顕彰の決定を受けた方に対しては、賞状および金品を贈呈します。

皆さまの身近に顕彰の要件を満たす方がいる場合は、ぜひご推薦をお願いします。

お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811

6、7月の運転免許更新時講習のお知らせ

開催月日	開催場所	初回更新者講習(2時間)	優良運転者講習(30分)	普通運転者講習(1時間)	違反運転者講習(2時間)
6月5日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」	10:00~	13:00~	14:00~	15:30~
7月6日(火)	天塩町社会福祉会館		13:00~	13:45~	15:00~

令和3年度 北留萌消防組合職員採用資格試験応募者受付中

●一般消防職員

【勤務場所・採用予定人員】

北留萌消防組合消防署初山別支署(苫前郡初山別村字初山別103番地)2名

【受験資格】

年齢:令和3年4月1日現在の年齢が満29歳以下の者
 学歴:高等学校・短期大学・専門学校を卒業している者および救急救命士資格者(※)。ただし、学校教育法による大学を卒業した者、卒業見込みの者を除く

※ 救急救命士としての採用ではありません

【受付期限】

令和3年6月16日(水)まで(郵送の場合は令和3年6月16日消印有効)

【試験日時】

令和3年6月29日(火)午前9時30分~午後5時30分

【試験会場】

北留萌消防組合消防本部(苫前郡羽幌町南5条4丁目6番地)

●救急救命士資格取得者

【勤務場所・採用予定人員】

北留萌消防組合消防署遠別支署(天塩郡遠別町字本町4丁目43番地)1名

北留萌消防組合消防署天塩支署(天塩郡天塩町海岸通5丁目50番地)1名

【受験資格】

年齢:令和3年4月1日現在の年齢が満25歳以下の者
 資格:救命士資格者(取得見込みは含まない)

【受付期限】

同左

【試験日時】

令和3年6月29日(火)午前11時00分~午後5時30分

【試験会場】

同左

【その他】

- ① 日本国籍を有しない者、地方公務員法第16条に該当する者は受験できません。
- ② 別途、身体要件があります。

お問い合わせ先: 北留萌消防組合消防本部(苫前郡羽幌町南5条4丁目6番地) 0164-62-1220
 北留萌消防組合消防署庶務課(苫前郡羽幌町南5条4丁目6番地) 0164-62-1246
 北留萌消防組合消防署幌延支署(天塩郡幌延町宮園町10番地1) 01632-5-1159
 ※ お問い合わせは午前8時45分から午後5時30分までです。

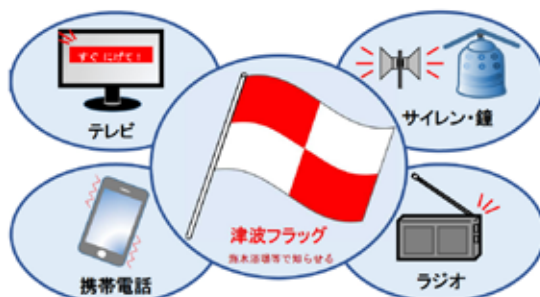
気象台 一口メモ

津波警報などの伝達に「津波フラッグ」が加わりました

気象庁から発表された津波警報など(大津波警報・津波警報・津波注意報)は、テレビやラジオ、サイレン、鐘、携帯電話などの様々な手段で伝達されますが、令和2年夏から「津波フラッグ」による伝達方法が加わりました。

「津波フラッグ」は「赤と白の格子模様の旗」で、海水浴客やマリンスポーツ・海釣りなどを行う人がいる海水浴場などの海岸で用いられ、聴覚障害がある方や波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方などにも津波警報などの発表を視覚的にお知らせするものです。

海水浴場や海岸付近で「津波フラッグ」を見かけたら、速やかに避難してください。



お問い合わせ先: 稚内地方気象台(電話: 0162-23-2679)

【参考: 津波フラッグ掲載図】



まちの話題



5月17日(月) 地域おこし協力隊と集落支援員が松田牧場で羊の毛刈り体験

5月17日(月)に字幌延の松田牧場で、羊の毛刈り体験が行われました。

地域おこし協力隊3名と集落支援員の稲垣さんが参加し、羊を飼育している松田氏から手ほどきを受けながら丁寧に毛を刈り取りました。

日本では珍しいロマノフ種(ロシア産)の羊だということもあり、参加者たちは貴重な体験を楽しんでいました。



▼毛刈りに挑戦する吉原隊員

4月25日(日) 総合体育館で第51回天塩地区防犯少年剣道大会を開催

4月25日(日)に天塩地区防犯協会連合会の主催による、第51回天塩地区防犯少年剣道大会が開催され、約20名が参加しました。

少年少女の剣士たちは各部門に分かれ個人戦・団体戦を行い、激しい攻防の中隙をついて竹刀を振るうなど、熱戦が繰り広げられました。



4月20日(火) 春の火災予防パレードで火の用心の呼びかけを実施

4月20日(火)に幌延市街地区および問寒別市街地区で、北留萌消防組合消防署幌延支署による春の火災予防パレードが行われました。

消防署の職員は、消防車や救急車で市街地をパレードし、火災予防の啓発活動を行いました。



地域おこし協力隊 通信 VOL.66

お問い合わせ先
(観光振興) 企画政策課 企画政策グループ
電話 5-1114 告知端末機 5-8814
(集落支援) 地域おこし協力隊問寒別事務所「ほっと」
電話・告知端末機：9-7367

観光振興担当 貞廣拓哉隊員



皆さんこんにちは。地域おこし協力隊の貞廣です。

4月から、町の観光資源であるトナカイの角と、北海道大学天塩研究林に自生するミズナラの端材を活用した特産品の開発を吉原隊員と始めました。この取り組みの目的は「町の資源を活用した特産品を増やすこと」、「ホロカルでの販売やふるさと納税の返礼品になる特産品を作ること」の2つです。

問寒別在住の元家具職人である遠藤雅樹さんに技術指導を仰ぎながら、3人でアイデアを出し製作を進めています。工具の扱いに慣れず苦戦していますが、作業の回数を重ねるごとにもの作りの楽しさを感じてきたので少しずつ技術を習得し、素材の良さを活かした特産品を作りたいと思います。



集落支援担当 中井正幸隊員



「レッツ！ウォーキング!!」みなさん歩いていますか？

皆さんご存じの「いきいきブルピーポイント事業」の対象であるウォーキングラリーですが、私も犬の散歩ついでに参加しています。

幌延町健康増進計画実行委員会主催の事業で「たくさん歩いて健康になりつつ、いきいきブルピーポイントも貯めちゃおう」という取り組みです。厚生労働省の健康指針の一つ「健康日本21」では、1日の歩数の目標値は成人男性が約9,000歩、成人女性が約8,500歩とされており、区切りの良い「1日1万歩」を目標にする人が多いそうです。このウォーキングラリーでのポイント獲得上限は、「200万歩」で「50ポイント」。果たして私は実施期間である10月までに何歩歩くことができるでしょうか。

また、一步一步の積み重ねは素敵なプレゼントにもつながります。これまで、いきいきブルピーポイントで交換できる景品はゴミ袋とクリアファイルでしたが、今年度から「幌延町商工振興会商品券(500円券)」が新たに加わりました。健康になる上に商品券までもらえるなんて…。

まさに一石二鳥ですね。

さらに私たち地域おこし協力隊の主催するイベントやサロンへの参加がいきいきブルピーポイント対象事業となりました。協力隊と楽しみながらポイントを貯めてみませんか？(協力隊では新型コロナウイルスの感染防止対策をしつつ、軽スポーツのサロン活動や自然観察会などを予定しています)

いきいきブルピーポイントの詳細について興味のある方は、保健福祉課保健グループにお問い合わせください。



休日の散歩中の一コマ

「付加年金」で年金受給額を少し増やせます

■付加年金とは

・国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々 400円）を納めると、老齢基礎年金を受給するときに付加年金が上乘せされます。

付加年金の年金額は「200円×付加保険料納付月数」となります。

・国民年金第1号被保険者と国民年金に任意加入されている65歳未満の方は、申し出により付加保険料400円を定額の保険料に上乘せして納めることができます。

※国民年金基金に加入している方や保険料を免除されている方は、付加保険料を納めることはできません。

■付加年金額の受給額

加年金の受給額は「200円×付加保険料納付月数」で計算されるため、2年間付加年金を受け取ると保険料額と同額となります。つまり2年間で元金が返ってくるわけです。

例) 付加保険料を40年間(満額)納め、65歳から受給する場合

付加保険料納付額 400円×480ヵ月(40年間) = 192,000円

付加年金受給額 (年額) 200円×480ヵ月 = 96,000円

→ 年金を2年間受け取ると保険料納付額と同じ金額 (192,000円) になります。

これは付加保険料を5年納めた方、10年納めた方についても同じことが言えます。

付加年金は老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金で、「物価スライド制度」(増額や減額)はありません。

※付加年金は老齢基礎年金と合わせて支給されるため、繰り上げ支給または繰り下げ支給をした場合には、元となる老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。

■付加年金が強制適用となる方

農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を必ず納付しなければならないことになっています。

加入については、60歳未満の国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事することが要件となっています。また、国民年金の保険料の免除を受けている人は加入できません。

■納付をやめても掛け捨てになりません

付加保険料を納付している方は、いつでも任意で納付をやめることが可能です。その場合でも掛け捨てにはなりません。



障害状況確認届の提出期限延長について

障害年金を受給されている方は、日本年金機構より障害状態確認届(診断書)が送付されますので、期限までにお近くの年金事務所または役場住民生活課に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言などを踏まえ、居住地や受診する医療機関が対象地域の場合は円滑に手続きを行えないという状況も想定されるため、提出期限が延長されました。

提出期限(延長前)	令和3年2月末日	令和3年3月末日~7月末日
提出期限(延長後)	令和3年7月末日	令和3年8月末日

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812

6月 町民くらしのカレンダー

注:保セ=保健センター/子セ=子育て支援センター
 生セ=幌延町生涯学習センター/問セ=問寒別生涯学習センター
 総体=総合体育館/国際=国際交流施設

1	火	にこにこ教室協力員説明会 幌延地区 10:00~(保セ) 問寒別地区 14:00~(問セ)
2	水	わくわく(つぼみ)ひろば 10:30~11:30(子セ)
3	木	
4	金	問寒別高齢者コロナワクチン接種日 13:00~(問セ) わくわく(めばえ・わかば)ひろば 10:30~11:30(子セ) 【問寒別出張診療日】
5	土	幌延高齢者コロナワクチン接種日1日目 9:00~(保セ)
6	日	幌延高齢者コロナワクチン接種日2日目 9:00~(保セ)
7	月	なかよし保育 9:30~11:00(子セ) 【心療内科・精神科診療日】
8	火	親子リズム体操遊び 10:30~11:30(子セ)
9	水	すくすく健診 13:00~(保セ)
10	木	プラステンの日(10分多く運動しよう!)
11	金	にこにこ教室 9:30~(保セ) 運動教室Re:Body 19:00~(保セ)
12	土	幌延町民プール オープン ふるさと自然体験チャレンジ教室(予定) 「地引網&釣り体験」8:20~12:40(天塩港)
13	日	
14	月	なかよし保育 9:30~11:00(子セ)

15	火	もぐもぐスクール 10:00~(保セ) 子ども運動教室「キッズダンス教室」 16:00~(総体)(予定)
16	水	
17	木	
18	金	まちいちカフェ 9:45~(生セ)
19	土	
20	日	
21	月	なかよし保育 9:30~11:00(子セ)
22	火	
23	水	問寒別にこにこ教室 10:00~(問セ)
24	木	運動教室Re:Body 19:00~(保セ) 軽体操教室 10:00~(総体)(予定) 移動図書(幌) 15:30~18:00 (認定子ども園)(予定)
25	金	5歳児健康相談 13:15~(保セ) 親子サロン 10:30~11:00(子セ)
26	土	子ども運動教室「パークゴルフ」 (総合スポーツ公園 パークゴルフ場)(予定)
27	日	
28	月	2歳児健康相談 10:00~(保セ) なかよし保育 9:30~11:00(子セ) 【心療内科・精神科診療日】
29	火	親子サロン 10:30~11:00(子セ) 読書企画展
30	水	子育て講座 10:30~11:00(子セ)



■お悔み申し上げます
 本間千代子さん(86歳)1条北2
 白川 郁子さん(86歳)1条北1
 矢野フジ子さん(84歳)栄町

☆お誕生おめでとう
 尾内 蒼志くん(父満希)字間藪
 松村 詩由ちゃん(父涉汰)宮園町
 菜花 友乃ちゃん(父良平)5条南1

戸籍の窓

4月

◆幌延町社会福祉協議会へ
 (香典返しの一部)
 矢野 浩樹さん(母)1条北1

ご寄付ありがとうございます
 ありがとうございます

4月

令和4年歌会始のお題と詠進歌のお知らせ

歌会始とは

人が集まって共通の題で歌を詠み、その歌を披講する会を歌会といいます。

「歌会始」は、毎年1月に宮中で行われ、広く一般から詠進（自作の短歌）する国民参加の文化行事です。

お題

窓

※「窓」の文字が組み込まれていればよく、「窓辺」、「車窓」、「同窓」のような熟語にしても差し支えありません

詠進歌の詠進要領（概要）

- ・詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- ・用紙は半紙（習字用）とし、毛筆で自筆してください。書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日、性別、職業を縦書きで書いてください。無職の場合は「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください）。なお、主婦の場合は「主婦」と書いても差し支えありません。病気や身体の障がいのため自書することができない場合は、代筆やパソコンの使用も可能です。視覚障がいの方は点字で詠進しても差し支えありません。

郵便の宛先

〒100-8111 宮内内 ※封筒に詠進歌と書き添えてください

詳しくは宮内庁ホームページの詠進要領をご確認ください。

<https://www.kunaicho.go.jp/>



クールビズのお知らせ

令和3年6月1日～9月30日

- ☆ 役場（本庁舎・出先機関）では、6月1日から9月30日まで夏の軽装（クールビズ）を実施します。
- ☆ 職員は軽装（ノー上着・ノーネクタイ、ポロシャツなど）で業務を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ☆ 会議等で役場機関へお越しの際は、ノー上着・ノーネクタイ、ポロシャツなどの軽装でお越しください。



■裏窓を書いている本日は5月20日、温かい日が少しづつ増えてきており、春の終わりを感じますね。

■さて、今月号に掲載しているまちの話はご覧になられたでしょうか。見てくださった方は既にご存じかと思いますが、5月17日に字幌延の松田牧場で、地域おこし協力隊と集落支援員と一緒に羊の毛刈り体験をさせていただきました。羊はロマノフ種という種類で、日本ではとても珍しく幌延以外にはあまりいないそうです（調べてみるとロシアが原産地でした）。

■毛刈りの際は暴れる羊とおとなしい羊の差が激しく、松田夫婦との格闘シーンもしばしば。羊はもとより、牛などの飼育をしている農家さんの日々の仕事の大変さが

ほろのべの裏窓

分かりました。ご協力いただいた松田さん、貴重な体験をありがとうございました。

▼毛を刈られてすっきりとした羊たち



▲広報担当者の毛刈りシーン

▶毛刈り前のもふもふした羊



▶羊の赤ちゃんを抱っこさせてもらいました



四月定例俳句会作品

歳月やスマホ覗きつ目刺食う
目刺千す一直線に泳ぐかに
战友と目刺肴に夜を明かす
海色の煙を流し目刺焼く
生きて来し苦味も少し目刺食う

横山 貞雄
小玉 利治
富樫とも子
田中 順子
田中 徹男

幌延ほおずき俳句会

広報へのご意見、ご要望をお寄せください

住民生活課生活グループ

電話 5-1112 / 告知端末機 5-8812



広報ほろのべの窓 6月号

令和3年6月
発行／幌延町

企画・編集／住民生活課生活グループ 印刷／株式会社須田製版

幌延町ホームページアドレス / <https://www.town.horonobe.hokkaido.jp>